

奈良県告示第三百四十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成三十年一月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称

殿野（イ）

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を市道殿野支線一号線の谷側境界線に沿って結んだ線、標柱四号と五号を結んだ線、標柱五号と六号を市道殿野支線二号線の谷側境界線に沿って結んだ線、標柱六号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

所在地及び標柱番号

五條市大塔町殿野	三五六番	一号
〃	六〇〇番	二号
〃	四九五番	三号
〃	三四五番	四号
〃	五四七番先道路敷	五号
〃	五八二番先道路敷	六号
〃	六七番	七号
〃	六二番	八号
〃	五七番	九号
〃	三六四番	十号